

古紙持ち去り根絶に向けた 取り組み実績について〈概要〉

～平成23年6月の古紙持ち去り問題対策協議会のとりまとめ公表後の
関係各者の取り組み状況～

平成24年10月30日

社団法人 東京都リサイクル事業協会

1

持ち去り問題根絶に向けた主な取り組み(H23年度～)

I 区市町村

- 1. 条例の新施行と強化の検討
- 2. 条例にもとづく取り締まりと命令・氏名公表
- 3. 持ち込み問屋の特定と是正要望(多摩地域・埼玉)

II リサイクル業界

- 1. 業界の統一行動(古紙持ち去り問題意見交換会を組織)
- 2. 関与問屋へのヒアリングと是正要望
- 3. 業者識別制度(ステッカー制度)準備と開始
- 4. 情報交換の促進(講演会等)

III 製紙メーカー・輸出関連

- 1. 宣誓書の提出要望と受領
- 2. 関与問屋への個別指導
- 3. 日中商品検査(株)の取り組み(宣誓書の提出要望の決定)

IV 東京都

- 1. 情報収集と提供
- 2. 関係者の取り組みサポート

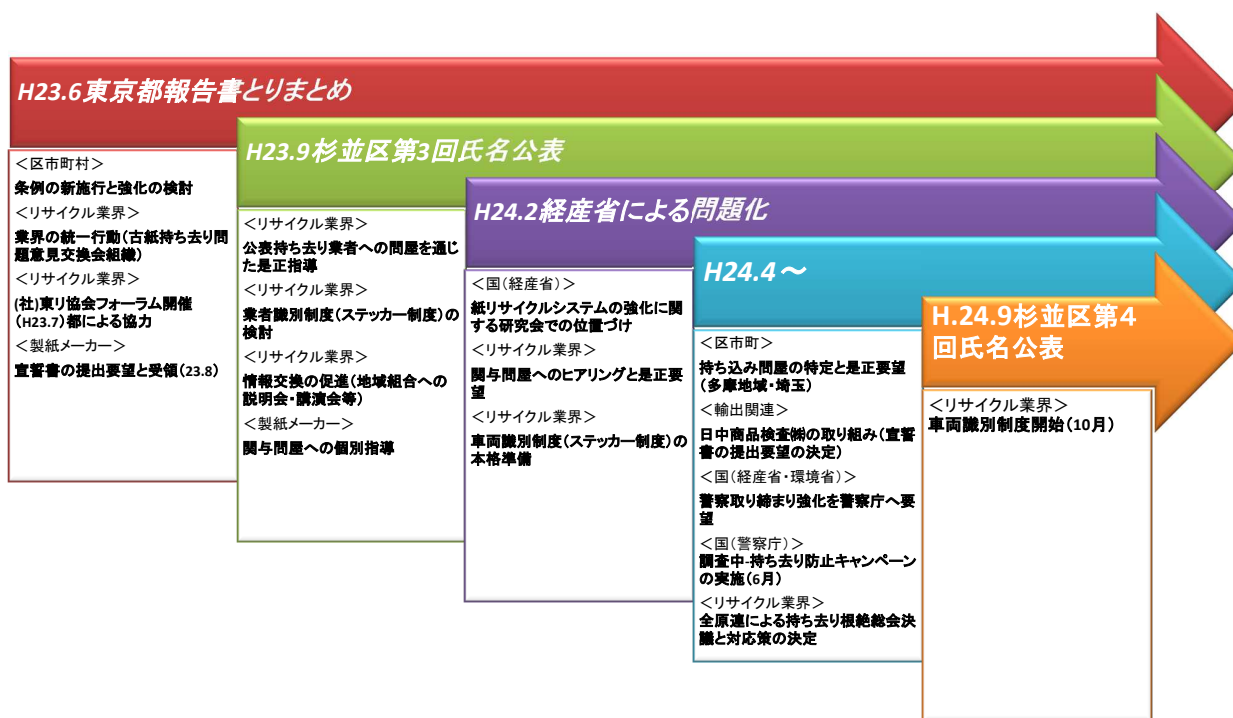
V 国(経産省・環境省・警察庁)

- 1. 紙リサイクルシステムの強化に関する研究会での位置づけ
- 2. 警察取り締まり強化(警察庁への要望)
- 3. 警察庁による持ち去り防止キャンペーンの実施

社団法人 東京都リサイクル事業協会

2

関係各者取り組みの経緯(H23年度)



関係各者の取り組み内容

I 区市町村

1. 条例の新施行と強化の検討

平成24年6月以降に新施行自治体(3自治体)

- <①清瀬市(氏名公表・所有権明示) ②武蔵村山市(氏名公表・20万円以下罰則) ③三鷹市(氏名公表・20万円以下罰則)>

<その他強化検討:多摩市>

2. 条例にもとづく取り締まりと命令・氏名公表

世田谷区(禁止命令・告発)

杉並区(禁止命令・告発・氏名公表H23.9、H24.9)

八王子市(禁止命令・告発)

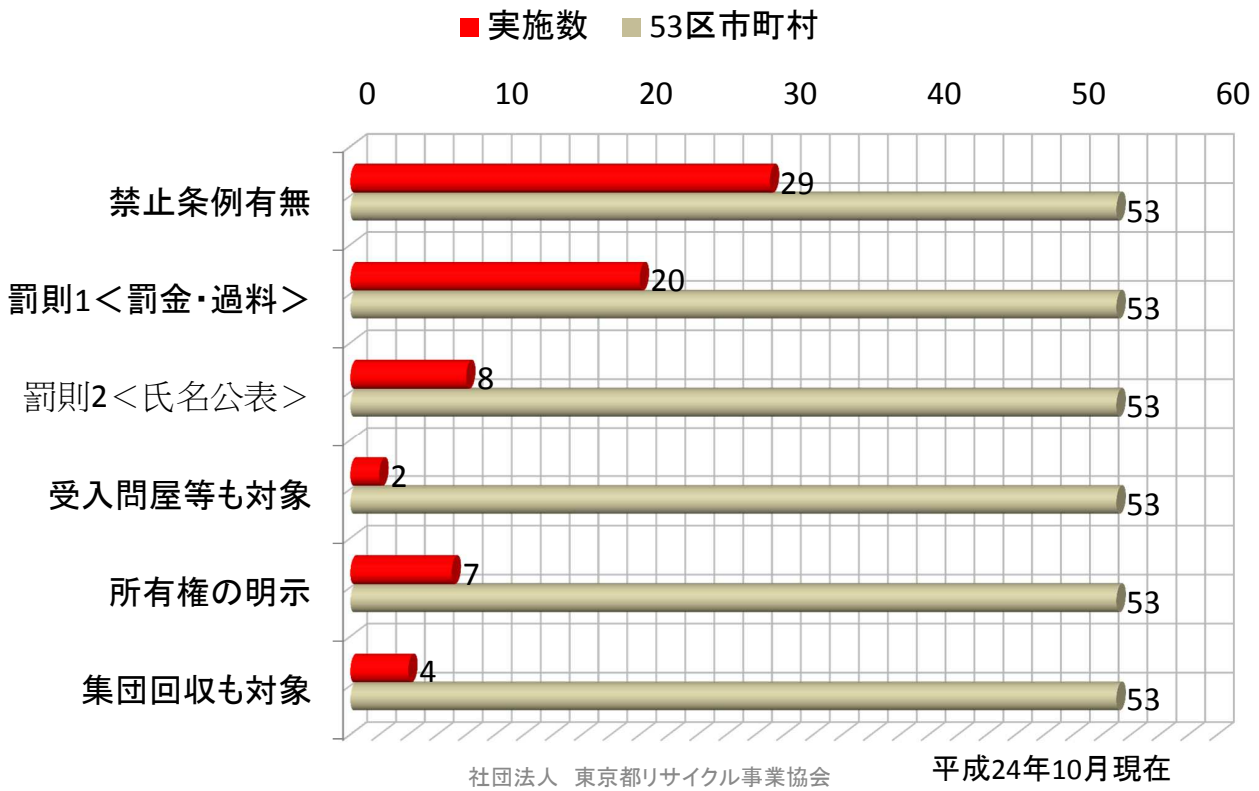
大田区(禁止命令・告発)

3. 持ち込み問題の特定と是正要望(2件)

多摩某市・埼玉某市が持ち去り業者を追跡し、受入問屋を特定。証明を関連組合に提出し、是正要望をした。(H24.1~)。

都推奨の禁止条例の実施（達成）状況

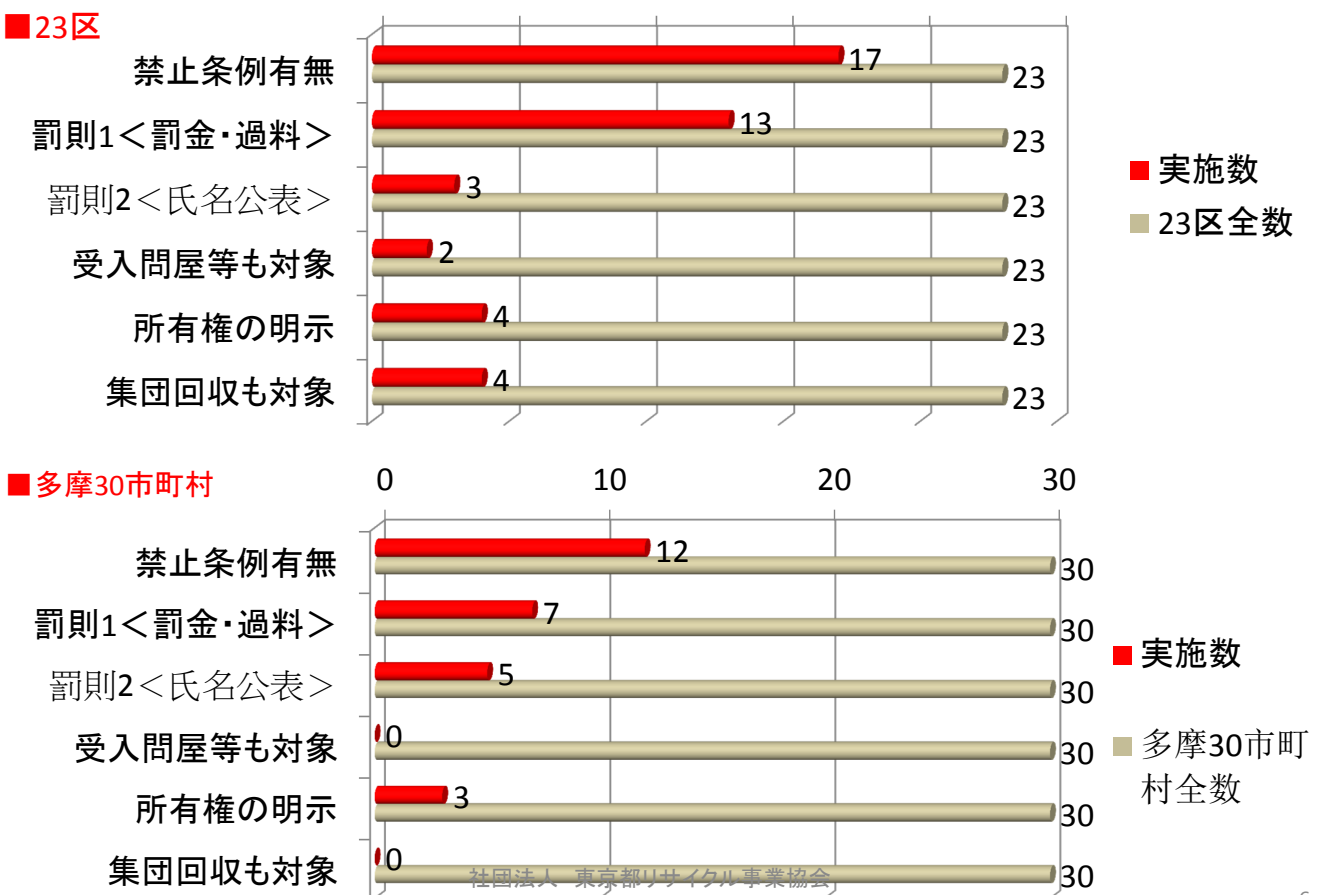
都内全体(53区市町村)



5

23区・多摩別禁止条例（達成）状況

平成24年10月現在



6

世田谷区・杉並区の取り締まり状況

世田谷区	警告	禁止命令	告発	備考
H22年度	75件	29件	4件	
H23年度	168件	18件	2件	無謀な制止の振り切り・猛スピードによる逃走等悪質化が急増

杉並区	警告	禁止命令	告発	氏名公表	裁判	その他の状況
H22年度	19件	261件	11件	26件	-	パトロール体制(3台・3人専従)
H23年度	11件	131件	6件	29件	1件	パトロール体制(2台・専従なし・区職員による対応)。 裁判-被告が最高裁へ上告したが棄却され、15万円の罰金刑が確定(H24.6.12現在)。

社団法人 東京都リサイクル事業協会

7

関係各者の取り組み内容

II リサイクル業界(1)

1.業界の統一行動(古紙持ち去り問題意見交換会を組織H23.7)

回収業界・問屋業界による情報の共有化と統一した対応をとろうと以下7団体によって組織。隔月開催でH23年度は5回、H24年度中に3回開催。

全国製紙原料商工組合連合会/日本再生資源事業協同組合連合会/関東製紙原料直納商工組合/関東資源回収組合連合会/東京都製紙原料協同組合/東京都資源回収事業協同組合/(社)東京都リサイクル事業協会

2.持去業者・関与問屋へのヒアリングと是正要望(杉並区氏名公表等を受けて)

(1)インサイダー問屋(1社)への対応

関東商組が状況ヒアリング実施後、是正措置を文書による申入れ(H24.3)。是正効果を検証中。

(2)持去業者(1名)同受入問屋(アウトサイダー1社)、行政の追跡調査(2件)への対応

持去業者・同問屋連名の覚書を提出を受けた(H23.12)。また行政による追跡対応は、関連組合が受入問屋(2社)に対して現在事実確認と是正調整中。

3.日資連「再生資源回収事業者認定制度」誓約書への反映

日資連が同誓約書へ「持ち去りに関与しない」旨の規定を追加し運用を開始。

4.持ち去り防止ポスターの作成・掲示(関東商組)

関東商組が持ち去り防止ポスターを作成し、組合員各営業所店頭に掲示し、持ち去り根絶行動の普及・啓発に取り組んだ。

5.全原連の古紙持ち去り撲滅決議と具体的対応策の決定

全原連では、H24年5月の総会において「古紙持ち去り持ち去り撲滅決議」を行い、具体的な対策を公表した。

6.車両識別制度(ステッカー制度)の開始

業界による自主ライセンス制度等を検討したが、行政関与がないと無理と判断。車両識別システムとしてステッカー制度等を検討し、H24年10月末に開始した。

7.市民による持ち去り通報制度の実施

東多摩再資源化事業協同組合では持ち去り行為への監視強化のために、市民に通報協力を求めている。連絡先は同組合か東村山市とし、平成23年度は60件の通報が寄せられた。

8.情報交換の促進(講演会・地域懇談会等)

- (1) フォーラム「古紙持ち去り問題の根絶をめざして」(H23.7(社)東リ協会主催・約180名)
- (2) 地域組合対象の氏名公表を受けた説明会(地域懇談会)(H23.10(社)東リ協会主催)
- (3) 神奈川県リサイクル産業団体連合会全員大会講演(H23.11(社)東リ協会)
- (4) 廃棄物資源循環学会検討研究会発表「集団回収の動向(世田谷区)と古紙持ち去り対策(都内)について」(H23.6吉川太郎)

社団法人 東京都リサイクル事業協会

9

■ポスター作成・ 掲示 (関東商組)



■市民からの通報制度 (東多摩再資源化事業協同組合)

資源物の持ち去り行為は犯罪です!
持ち去り行為を見かけたら
ご連絡ください!

東村山市では条例で、資源の持ち去り行為を禁止しています。

行政回収や集団回収において、市や団体から
指定を受けていない業者が、古新聞などを持ち去る
行為が横行しています。

夜明け前から交通ルールを無視して住宅街を
走り回ります。資源物は、市民や団体の財産です。
みんなの財産と秩序を守るために、持ち去り業者を
監視しましょう。

ご注意ください

トラブルを避けるためにも、持ち去り行為を行っている者を直接呼び止
めたり、とがめたりしないでください。

お気付きの点を裏面にご記入の上、お電話又はFAXをお願いします。



持ち去り行為を見かけました。

①	日時	: 平成 年 月 日
	持 時 間	: 午前・午後 時 分
	持 去 り の 場 所	: _____ 町 _____ 丁目 番地 号
	車 両 ナ ン バ ー	: _____
	車 種 ・ 色	: _____
	車 両 ナ ン バ ー	: _____
	運 転 手	: 男・女 歳くらい
		※ わかる範囲で結構ですのでご記入ください。
②	○東多摩再資源化事業協同組合	
	TEL 393-9788 FAX 393-9787	
	○東村山市資源循環課・ごみ減量推進課	
	TEL 393-5111 内線 2614	

■全原連の 総会決議 (H24.5)

- 古紙持ち去り行為等の不正行為は会員・非会員の別を問わず決して見逃さず、毅然として対処すること。
- ひとり善がりな行為を排除し、健全な商取引を堅持すること。

■全原連の古紙持ち去り防止対策

全原連 古紙持ち去り行為撲滅対策

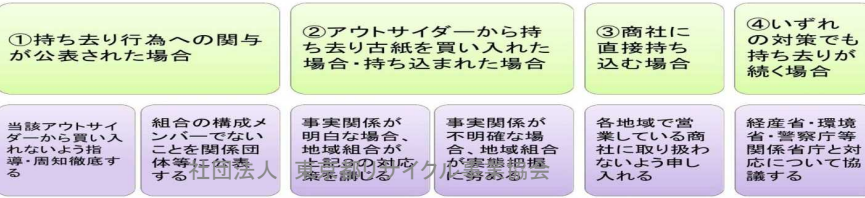
全国製紙原料商工組合連合会では本年5/24の通常総会において、古紙持ち去り行為の撲滅を決議した。この決議を受けて、理事会は次の通り撲滅策をとりまとめた。

- 1. 対策の対象**
 - 自治体等の公的機関が条例等によって持ち去り行為と公表した場合
 - 何らかの裏づけによって明らかに持ち去り行為と認められた場合（風評あるいは噂は対象としない）
- 2. 対応主体**
 - <第1段階> 各地域組合が具体的な対策を講じる
 - <第2段階> 各地域組合の長からの要請により、全原連で対応する（所管：総合運営委員会）
- 3. 対応策**
 - 当該行為者に持ち去り行為撲滅のための是正措置を講じるよう求める
 - それでも止めない場合は、古紙商品化適格事業所認定の取り消し（注1）あるいは組合除名（注2）とする。（所管：注1 全原連認定委員会査問会 注2 各地域組合総会）

4. 製紙メーカーへの宣誓書の提出等



5. アウトサイダーが関わっている場合の対策



古紙持ち去り根絶宣言車識別制度<概要>

古紙持ち去り問題意見交換会

平成24年11月頃より開始

【1. 目的・主旨】

この取り組みは、古紙持ち去り行為を根絶させるための1つの対策として、古紙持ち去り根絶宣言をした車両を識別する（識別ステッカー貼付）制度です。古紙業界全体で取り組むことで、右のような効果が期待されます。

【2. 実施主体】

- 古紙持ち去り問題意見交換会（7団体）
 全国製紙原料商工組合連合会（全原連）
 日本再生资源事業協同組合連合会（日資連）
 関東製紙原料直納商工組合（関東商組）
 関東資源回収組合連合会（関東連）
 東京都製紙原料協同組合（東京協組）
 東京都資源回収事業協同組合（東京資協）
 社団法人東京都リサイクル事業協会（社）東リ協会



古紙持ち去り問題意見交換会

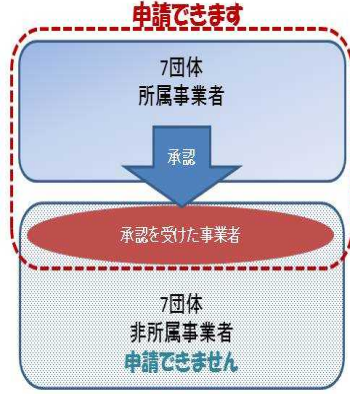
【3. 対象エリア】

この取り組みは関東エリア（1都6県）で取り組んでまいります。



【4. 申請することができる事業者】

- 実施7団体に所属する事業者 → ○申請できます。
- 7団体に所属していない事業者
 - <7団体所属事業者より承認を受けた場合> → ○申請できます。（例えば、古紙問屋と取り引きのある7団体非加入の回収事業者が対象となります）
 - <承認がない場合> → ×申請できません。



古紙持ち去り問題意見交換会

自治体の持ち去り施策との連携で効果UP

【5.車両貼付ステッカー】

【車両用貼付ステッカー】



【車内掲示用】



- 車両用貼付ステッカーは1台あたり2か所に車内掲示用は運転台に掲示します。
- 車両用貼付ステッカーには、事業者名・車番・車両固有の分類番号を車両別に表示しております。
(固有分類番号には7団体所属組団体・事業者・営業所・7団体非所属事業者の場合の推薦事業者営業所が記号化されています)

【6.識別制度運営のフロー】



古紙持ち去り問題意見交換会

3

【7.制度の活用法(自治体等)】



古紙持ち去り問題意見交換会

4

関係各者の取り組み内容

Ⅲ 製紙メーカー・輸出関連

1. 宣誓書の提出要望と宣誓書の収集

製紙メーカー(日本製紙連合会会員企業)が取り引きのある直納問屋に対して古紙持ち去りに関与しない旨を宣誓する文書の提出を求めた。(H23.8-9) 宣誓内容は各社各様。直納問屋各社はこれに応じて提出。(H24.8-9、要望製紙メーカー数不明、提出問屋数不明)

2. 関与問屋への個別指導

杉並区第3回氏名公表を受けて、社名掲載の直納問屋と取り引きのある製紙メーカーが、「持ち去り関与しないでもらいたい」主旨の訪問指導と依頼を実施した。

3. 日中商品検査(株)の取り組み(宣誓書の提出要望)

都・(公財)古紙再生促進センター等の数回の働きかけにより、中国輸出において取り引きのある古紙問屋から製紙メーカー同様の主旨の宣誓書の提出を求める方針を決定(H24.4)

■ 宣誓書例

(直納問屋→製紙メーカー)

製紙メーカー御中

誓約書

古紙の持ち去り根絶に向けた取組みにあたり、下記の事項を遵守履行することをここに謹んで誓約致します。

記

1. 違法に持ち去られたことが公的に明らかでない古紙は取り扱わない。
2. 古紙持ち去り問題に対する地方自治体・回収業者・古紙問屋の取組みに積極的に協力する。

以 上

平成 年 月 日

住 所 : 直納問屋名 (印)

会社名 :

社団法人 東京都リサイクル事業協会

15

関係各者の取り組み内容

IV 東京都

1. 情報収集と提供

自治体や関係者からの問い合わせに対して適宜持ち去り対策に必要な情報を提供した。また、古紙持ち去り問題対策協議会とりまとめを、公表するとともに9都府県・全道府県・全政令指定都市に報告した。

2. 関係者の取り組みの働きかけとサポート

取り組みが期待される各主体者に対する持ち去り根絶に向けた働きかけ。
(例: 日中商品検査株)

また、リサイクル業界が準備している持ち去り業者識別ステッカー制度等への協力やリサイクル業界が問題視している集団回収への持ち去り対策等について警視庁との調整サポート等を行った。

V 国(経産省・環境省・警察庁)

1.「紙リサイクルシステムの強化に関する調査報告書」での位置づけ

経産省では、検討古紙のリサイクルシステム維持・発展させようと、同報告書をとりとめた。その中で、古紙持ち去りがシステム強化の阻害要因の1つであるとし、「社会全体で協力・連携して取り組んでいく必要がある」としている。(H24.2)

2.警察による取り締まり強化を働きかけ(警察庁への要望)

経産省では、同上検討会において全原連からの提案を受け、環境省とともに警察庁に対して常習者の取り締まりを含む条例違反者の告発等に向けての協力依頼を要望した。(H24.3)

3.警察による取り締まりキャンペーンの実施

上記要望を受け、警察庁では警視庁に対してH24.6の「環境月間」に併せて条例施行自治体において告発等に向けた具体的な相談・対策に応じるよう指示した。(H24.6)

行政の氏名公表による リサイクル業界と製紙メーカーの取り組み

＜杉並区第3回氏名公表を受けた取り組み＞

■全原連所属直納問屋1社

公表者の1名が取引代納問屋に古紙を納入していることが判明し、同被公表者及び同代納問屋より、持ち去りに関与しない旨の覚え書を提出させた。

■関東商組

公表者名簿中の使用車両欄に組合員名(直納問屋)が掲載された。同組合では同社へ是正指導を講じ、現在観察期間中。同組合では改善されない場合は厳正な処置をとる予定。

■製紙メーカー

社名掲載の直納問屋と取り引きのある製紙メーカーが、「持ち去りに関与しないでもらいたい」主旨の訪問指導と依頼を実施した。

これまでの成果(考察)

●東京都公表の「とりまとめ」を指針として、関係各者の取組は、この1年半で大きく進展した。

●とりわけ、杉並区が毎年実施する氏名公表により、リサイクル業界及び製紙メーカーにおいて具体的な取組みが展開された。

<前掲:行政の氏名公表によるリサイクル業界と製紙メーカーの取組み>

●古紙持ち去り根絶には、
持ち去りさせない仕組みづくり
具体的な取組み
情報の共有化が肝要である。